

ID: 111

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	高根沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 第3条第4項		
例規番号	昭和48年規則第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条の規定による。 (受給資格者証の交付)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により申請した者が条例第3条に該当するときは、当該申請者に様式第2号の重度心身障害者医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 受給資格者証の有効期間は、条例第3条の規定による助成対象者(以下「助成対象者」という。)となった日の属する月の初日から助成対象者でなくなった日の属する月の末日までとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を受給資格者証の有効期間の始期とする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をした日(以下「転入日」という。)の属する月中に助成対象者となった場合 当該転入日</p> <p>(2) 転入日の属する月の翌月に助成対象者となった者で、助成対象者となった日が当該転入日から起算して15日以内である場合 当該転入日</p> <p>(3) 高根沢町の区域内に住所を有し、かつ、県内他市町の受給資格者証の交付を受けていた者が、新たに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療の被保険者となったことにより、当該被保険者となった日の属する月中に助成対象者となった場合 当該被保険者となった日</p> <p>4 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第3号による申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>5 亡失した受給資格者証を発見したときは、速やかに当該発見した受給資格者証を町長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日